

守 監 発 第 18 号
平成28年 8 月 10 日

守谷市長 会 田 真 一 様

守谷市監査委員 田 向 節



守谷市監査委員 伯耆田 富 夫



平成27年度守谷市公営企業会計（守谷市水道事業会計及び守谷市公共下水道事業会計）決算審査意見書の提出について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定により審査に付された平成27年度守谷市水道事業会計決算及び平成27年度守谷市公共下水道事業会計決算について審査したので、次のとおり審査意見を提出します。

平成 27 年度

守谷市公営企業会計決算審査意見書

守谷市水道事業会計

守谷市公共下水道事業会計

守谷市監査委員

平成27年度守谷市公営企業会計（守谷市水道事業会計 及び守谷市公共下水道事業会計）決算審査意見書

1 審査の対象

平成27年度守谷市水道事業会計決算
平成27年度守谷市公共下水道事業会計決算

2 審査の期間

平成28年7月27日から平成28年8月9日まで

3 審査の方法

守谷市水道事業会計及び守谷市公共下水道事業会計決算報告書、財務諸表及びこれらに関する付属書類を審査した。

審査に当たっては、決算書類が関係法令に準拠して作成され、かつ、企業の経営成績及び財政状態が適正に表示されているかを検証するため、会計帳簿及び証拠書類と照合を行ったほか、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、併せて、事業が地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則である「企業の経済性を発揮し公共の福祉を増進するように」運営されているかを主眼として審査を行った。

4 審査の結果

審査に付された平成27年度守谷市水道事業会計及び平成27年度守谷市公共下水道事業会計の決算書類は、法令の定めに基づき調製されており、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りなく、その内容も適正であると認められた。

5 審査の意見

【水道事業会計】

業務・経営状況については、給水人口の増加や大口給水事業者の給水量の増加による給水収益の増加、また新たな給水申請に伴う分担金収入の増加により、昨年度を上回る純利益を計上したが、依然として、給水原価が供給単価を上回っている状況にある。しかし、事業運営に必要な資金は確保できており、良好な経営状況にあると認める。

事業費支出については、安全安心な水道水を安定して供給するため、包括的民間委託による施設の運転管理と、計画的な鉛製給水管及び石綿管の布設替え工事を実施している。

【公共下水道事業会計】

業務・経営状況については、大口事業所からの汚水排水量が減少したものの、下水道使用者の増加による汚水排水量が増加したことで、年間の汚水処理水量は僅かな減少に留まった。このため、下水道使用料収入は減収したものの、委託料及び支払利息の減少のほか、新たな収益として消化ガス売却収入により、昨年度と同様の純利益を計上した。また、事業運営に必要な資金は確保できており、良好な経営状態にあると認める。

事業費支出については、継続した汚水の安定処理のため、包括的民間委託による施設の運転管理と計画的な浄化センターの改築更新工事を実施している。

【まとめ】

昨年の決算審査において、水道事業の給水原価が供給単価を上回っている状況について、水道事業全体で対処するとの回答を得ているが、今回、守谷市人口ビジョンに基づき水需要予測を見直し、茨城県企業局と水道用水の需給契約内容を一部変更する等、給水原価の抑制に努めたこともその一つとして評価できる。

一方、分担金収入や料金収入の減少が見込まれることから、水道事業全体を総点検し、視点を変えた創意工夫による施設整備と安定した事業運営できるよう、新しい水道ビジョンの策定に取り組んでいただきたい。

公共下水道事業では、消化ガスの売却による新たな財源を確保する等、事業の安定持続に対応する積極的な事業運営を行っており評価できる。その一方で、老朽施設の計画的な更新と、大口事業所からの使用料収入に頼らない、安定した事業運営が必要であると考えます。

両事業会計とも、改修・修繕・更新や維持管理に要する経費を平準化し、老朽化対策や長寿命化対策を確実に進めるためのストックマネジメントや中長期経営計画を策定し、事業の安定持続に努められたい。